

次の選挙から投票所への移動支援を実施します



問選挙管理委員会 本8階
TEL 0287-23-8736

投票区再編に伴い投票所が遠くなり移動困難な高齢者や、お身体の不自由な方に配慮し、今後執行される選挙から投票所への移動支援を行います。

①市営バスおよびデマンド交通の利用料免除による投票移動支援

市営バスは市内の全有権者を対象に、デマンド交通は運行区域内の有権者を対象に、期日前投票期間および投票日当日に投票所への往復移動のための乗車に限り、市営バスおよびデマンド交通を無料で利用できます。



※デマンド交通の利用には、事前に登録が必要です。

●持ち物 投票所入場券

【投票所へ行くとき】

バスなどから降りる際に、運転者に投票所入場券を提示してください。

【投票所から帰るとき】

投票所で「無料乗車券」の発行を申し出てください。バスをお使いの場合は、バスから降りる際に運転者に無料乗車券を提示し料金箱へ入れてください。デマンド交通をお使いの場合は降りる際に運転者に無料乗車券を手渡してください。

②無料巡回バスによる投票移動支援

投票所が遠くなった農山間地域(金田・親園・野崎・佐久山・湯津上・黒羽・川西・両郷・須賀川地区)を対象に、次の選挙から使用しないこととした投票所を主な指定停留所として、概ね各地区半日ずつの無料巡回バスを運行し、期日前投票所への送迎を行います。

●対象者 各地区の有権者

●持ち物 投票所入場券

※指定停留所までは、各自でお越しくください。

※巡回バスの運行時刻表は、改めてお知らせします。

③身体に障害のある方などへの無料タクシーによる投票移動支援

次の⑦から⑩に該当し、送迎のできる家族などのない市内に住所を有する有権者を対象に、期日前投票期間および投票日当日に、自宅から投票所までを往復移動するタクシー利用券を、選挙の度に交付します。

⑦身体障害者手帳1級または2級

⑧療育手帳A1・2またはB1

⑨精神障害者保健福祉手帳1級または2級

⑩戦傷病者手帳特別項症～第2項症

⑪介護保険証要介護3～要介護5

●申込方法 申請用紙に必要事項を記入し、選挙管理委員会へ提出

※不在者投票のできる施設に入所している方や、郵便等投票証明書の交付を受けている方は対象になりません。

※タクシーの手配・予約は、指定タクシー事業者の中から、利用者ご自身で手続きしてください。

※利用者ご自身でタクシーの乗降ができない方は、必ず介助する方が同乗してください。

※自宅・投票所以外への移動や、途中下車はできません。

●指定タクシー事業者

番号	事業者	所在地
1	山和タクシー有限会社	野崎2丁目1-4
2	福祉タクシー310	浅香2丁目3574-182
3	塩原自動車株式会社	那須塩原市永田町3-6
4	有限会社那須福祉サービス	那須塩原市東三島6-337-104
5	有限会社関東福祉車輛	那須塩原市鍋掛1087-165
6	福祉タクシーむとう	那須塩原市住吉町5-33
7	福祉タクシーこころ	那須塩原市睦105-103
8	支援タクシーたいよう	那須塩原市一区町290-55



行政相談委員の委嘱について



問情報政策課 本6階
TEL 0287-23-8700

行政相談委員は総務大臣が委嘱した民間有識者で、ボランティアとして、国の行政活動全般に関する住民からの苦情や相談などを受け付け、相談者への助言や関係機関に対する改善の申し入れなどを行っています。

令和7年4月1日付けで、次の4名の方が総務大臣から行政相談委員に委嘱されましたのでお知らせします。

大田原地区		湯津上地区	黒羽地区
菅谷 正男氏	廣瀬 貞子氏	小森 雄子氏	鈴木 貴代美氏

与一まつりのうちわスポンサーを募集します



問申商工観光課 本4階
TEL 0287-23-3145

企業・商店・部活・PTAなどでぜひご応募ください！

●うちわスポンサー料 1口6,000円で、うちわ100本(口数制限なし)

●うちわスポンサー特典 うちわ裏面の3.5cm×15cmの枠に、広告・ロゴ・メッセージなどを掲載

●申込方法 5月23日(金)までに市HPの「うちわスポンサー申込書」に必要事項を記入の上、メールまたはFAXで商工観光課に申し込み

※詳細はHPをご覧ください。か、商工観光課までお問い合わせください。



うちわ裏面広告枠のイメージ

ちびっ子のみんな、遊びに来てね！ 子ども未来館に新遊具登場

問 保育課 本3階 TEL 0287-23-8601
問 子ども未来館 TEL 0287-47-4125

トコトコ大田原 2 階の「子ども未来館」に新しい遊具を整備しました。
今回整備した遊具は、乳幼児向けの木製遊具で、指先を使って回したり、動かしたりして遊ぶことで、視覚・触覚・手指などの感覚・運動機能の刺激となるものです。
全 7 種類・12 個の遊具を 2 か所に分けて設置しましたので、みんなで仲良く遊んでください。
※この遊具は、令和 6 年 11 月に那須土木株式会社様からいただいた寄附金により整備したものです。



市で実施しているお子さまの予防接種

問 健康政策課 本3階
TEL 0287-23-8975

大田原市では、感染症の発生およびまん延を防ぐため、以下の予防接種を実施しています。

●定期接種

種類	回数	対象年齢
ロタウイルス感染症 (いずれかを接種)	2回	ロタリックス(1価ワクチン)生後6週の初日から24週の初日まで
	3回	ロタテック(5価ワクチン)生後6週の初日から32週の初日まで
小児の肺炎球菌感染症	4回	生後2か月から生後60か月に至るまでの間(生後2か月～5歳未満) ※接種開始年齢などにより接種回数は異なります。
B型肝炎	3回	1歳に至るまでの間(1歳未満)
ジフテリア・百日せき・破傷風・ポリオ・ヒブ	4回	生後2か月から生後90か月に至るまでの間(生後2か月～7歳半未満) ※令和6年4月1日からヒブが追加になり五種混合ワクチンとなりました。
BCG	1回	1歳に至るまでの間(1歳未満) ※標準的には、生後5か月～生後8か月未満の間に受けます。
麻疹風疹	2回	1期(1回目)…生後12か月から生後24か月に至るまでの間(1歳～2歳未満) 2期(2回目)…就学前1年間(平成31年4月2日～令和2年4月1日生まれの年長児) 延長対象者(ワクチンの供給不足で令和6年度に打てなかった方) 1期:令和4年4月2日～令和5年4月1日生 2期:平成30年4月2日～平成31年4月1日生 接種可能期間:令和7年4月1日から令和9年3月31日までの2年間
水痘(みずぼうそう)	2回	生後12か月から生後36か月に至るまでの間(1歳～3歳未満) ※水痘にかかったことがないお子さまが対象です。
日本脳炎	4回	1期(1～3回目)…生後6か月から生後90か月に至るまでの間(生後6か月～7歳半未満) ※標準的には3歳から接種を開始します。 2期(4回目)…9歳以上13歳未満 【特例措置】次の方は、20歳未満まで特例として不足回数分の接種が受けられます。 平成17年4月2日～平成19年4月1日生まれの方
ジフテリア・破傷風	1回	2期…11歳以上13歳未満
ヒトパピローマウイルス感染症(子宮頸がんなど)	2～3回	小学6年生～高校1年生相当年齢の女子 ※使用するワクチン、接種開始年齢により接種回数は異なります。 ※平成9年4月2日～平成21年4月1日生まれの女性は、令和4年4月1日～令和7年3月31日の間に1回以上接種していれば、令和8年3月31日まで不足回数分の接種が受けられます。

●市が行政措置として行う法定外の予防接種(一部助成)

種類	回数	対象年齢
おたふくかぜ	1回	1歳以上6歳となる日の属する年度の末日までの間(1歳から年長児の3月31日まで) ※おたふくかぜにかかったことがなく予防接種も受けていないお子さまが対象です。

※16歳未満の子を保護者(親権者または後見人)以外が連れて行く場合は、あらかじめ保護者が記載した書類(委任状など)が必要です。詳細は市HPをご覧ください。

※市外の一部医療機関では、事前の手続きが必要な場合があります。

※法改正などにより、内容が変更になる場合があります。

大田原市中心市街地にぎわい創出事業補助金採択事業 第1回「大田原ぶらりバル」開催



問 商工観光課 本4階
TEL 0287-23-8709

- **期間** 5月26日⑨～6月29日⑨(実施時間は参加店営業時間に準ずる)
- **場所** イベントリーフレット記載店
- **内容** ぶらりバルパスポートを購入し、参加店にて特別なバルメニューをお楽しみいただけます。
- **費用** ぶらりバルパスポート1枚1,000円
※参加人数分ご購入下さい。
※精算は各店となります。

- **販売数** 数量限定 500枚
- **参加方法** 参加店へお越しの際に、ぶらりパスポートを人数分ご提示ください。
- **パスポート購入場所** トコトコ大田原1F コンシェルジュカウンター、大田原商工会議所
※詳細は、公式Instagramをご覧ください。



市の制度融資をご利用ください



問 商工観光課 本4階
TEL 0287-23-8709

市では、中小・小規模企業の経営の安定や成長を支援するため、必要な事業資金を円滑に調達することができるように融資制度を設けています。

【事業資金の円滑な借入れを促進】

市内金融機関に融資の元本の一部となる資金を預託することで、一般の金融機関の貸付利率より低金利で中小・小規模企業者が資金を借りられるようにしています。

また、固定金利で融資を受けられます。

【借入れの際の経費負担を軽減】

融資を受ける際にかかる栃木県信用保証協会の公的保証料を補助します。

※小口資金と設備資金は2分の1、特別小口零細企業資金と創業支援資金は全額補助。また、限度額の範囲内で年に何回融資を利用しても補助されます。

※経営者保証を不要とした場合における保証料の増額分は自己負担となります。

【市内中小・小規模企業の円滑な資金繰りを支援するための対策】

市制度融資の既存貸付残額を新規融資により借換えることができます。

● **借換が可能な資金** 小口・設備・特別小口零細企業資金
※創業支援資金は借換ができません。

● **借換えるための資金** 小口資金

● **対象者** 市制度融資の既存融資がある方で、借換により健全な事業活動の維持を図ることができる中小企業者
※据置期間にある貸付は対象外です。借換えの可否は、取扱金融機関・信用保証協会の審査があります。

※市税等に滞納がある方はご利用になれません。

【創業支援資金の利子補給制度】

市内での創業を支援するために、創業支援資金の融資額の1%または支払った利子額のいずれか少ない金額を補助します。

● **申込方法** 市内の銀行、信用金庫、信用組合へご相談ください。

制度名	どんなときに使えるか	融資を受ける条件	融資限度額	返済期間と利率	返済方法	保証人
小口資金	・商品(材料)の仕入資金 ・運転・借換資金 ・買掛金などの決済資金 ・その他諸経費の支払	・中小企業基本法に定める中小企業者であること ・市内において1年以上引き続き同一事業を営んでいること ・その経営が健全であり返済能力が確実であると認められること	1年度1事業者につき1,000万円以内	3年以内 年1.5% 5年以内 年1.8% 7年以内 年2.1%	月賦返済または一括返済	個人は不要・法人は原則代表者のみ
設備資金	・機械・設備・車両の購入資金 ・店舗・工場・建物などの新築資金	・信用保証協会の保証が受けられるもの	1年度1事業者につき2,000万円以内	5年以内 年1.8% 7年以内 年2.1% 10年以内 年2.4%		
特別小口零細企業資金	上記のすべての用途に利用できます。 ※借換資金としては利用できません。	上記の条件のほか ・中小企業信用保険法に定める小規模企業者であること ・信用保証協会の保証残高が2,000万円以下であること	1事業者につき2,000万円以内 ※1回の上限額は用途が小口資金と同じ場合は500万円、設備資金と同じ場合は1,000万円	3年以内 年1.5% 5年以内 年1.7%		
創業支援資金		・市内で創業しようとしている個人または企業 ・市内で創業後1年未満の中小企業者 ・信用保証協会の保証が受けられるもの ※対象者には通知を送付します。	1事業者につき500万円以内	5年以内 年1.6%		